

山形県蜜蜂飼育管理マニュアル



令和5年 12月
山形県農林水産部畜産振興課

目次

1 はじめに1
2 蜜蜂飼育者の手続等1
(1) 事前の確認	
(2) 飼育届けの提出	
(3) 県外からの転飼	
(4) 腐蛆病検査の受検	
3 伝染病と衛生対策2
(1) 基本的な衛生管理	
(2) 蜜蜂の病気	
4 動物用医薬品等の適切な使用について8
(1) 動物用医薬品	
(2) トレーサビリティ(生産歴記帳)	
(3) ポジティブリスト制度(残留農薬等の基準)	
5 飼育上の注意について9
6 ポリネーション(花粉交配)蜂の取扱い10
(1) 効率的な花粉交配を行うために	
(2) 農薬の使用について	
(3) 利用後の管理について	
7 はちみつの販売等について12
様式13
参考資料26

1 はじめに

山形県における養蜂は、はちみつの生産をはじめとして、果樹、野菜の花粉交配など、本県の農業にとって欠くことのできない重要な役割を担っています。

全国的に、蜜蜂や飼育道具の入手が容易になったことで誰でも容易に飼育できることから、趣味養蜂家が増加しており、不適切な管理に伴う周辺住民からの苦情やトラブルの増加、伝染病の発生が懸念されているところです。

このような背景から、平成24年6月に養蜂振興法（以下「法」という。）の一部改正が行われ、「蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。」（法第5条第1項）と明記されました。

山形県では、蜜蜂の飼育や病気への理解促進と養蜂の振興を図る目的で、適切な管理を行うための飼育者用マニュアルを策定しました。県内において蜜蜂を飼育する場合には、養蜂振興法及び本マニュアルの内容を遵守し、適切な対応を取られるようお願いいたします。

2 蜜蜂飼育者の手続等

(1) 事前の確認

巣箱を設置する場合は、設置予定場所周辺に既に巣箱を設置している者がいないかを、設置予定場所の地域を管轄する総合支庁農業振興課を通じて確認してください。蜜源が減少してきており、蜜源の競合が起こる場合や、養蜂業者が蜜源植物を植えて保護している場合もあります。

自己所有地でない場所に巣箱を設置する場合は、地権者とよく相談した上、土地の使用についての承諾を得ることも必要です。また、蜜蜂が人畜に危害を与えることのないよう、巣箱周辺の状況に十分に配慮してください。

(2) 飼育届けの提出

養蜂振興法により、原則蜜蜂を飼育する全ての方が届出をする必要があります。

養蜂振興法第3条1項

「蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届けなければならない。ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であって、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合・・・（中略）は、この限りでない。」（ただし、自らの農作物の量に比べ著しく過大な蜜蜂を飼育している場合や花粉交配期以外も飼育を行っている場合等は、花粉交配用とは認めず、届出対象とする。）

飼育（予定）者は、毎年、1月1日に現に飼育している蜂群数と年間飼育計画等を記載した「飼育届（様式第1号）」を、1月31日までに、巣箱設置場所を管轄する総合支庁農業振興課に提出してください。その際、巣箱設置場所を記載した地図及び借地にあつては巣箱を設置する場所の地権者から得た土地の使用承諾書（様式第2号）を飼育届と同時に提出してください。但し、地図に関しては、継続して飼育している場合や既に地図を提出している場合は省略できます。

届け出された内容については、県で検討の上、既存の蜂場との距離や伝染病まん延防止の観点から設置場所の再検討や減群を求めることがあります。届出された内容について、問題が無い場合においては確認した旨の「蜜蜂飼育計画確認書」を県から送付します。

なお、飼育計画を変更する場合は、原則として変更の1か月前までに巣箱設置予定場所を管轄する総合支庁農業振興課に相談し、必要に応じて蜂群配置の調整を行った上で「蜜蜂飼育変更届（様式第3号）」を提出してください。

(3) 県外からの転飼

他の都道府県から本県に蜜蜂を移動し、県内において飼育する場合は、飼育を開始する2か月前までに、「転飼許可申請書(様式第4号)」を農林水産部畜産振興課に提出してください。なお、自己所有地でない場所に巣箱を設置する場合は、地権者から土地の使用承諾書を得て、転飼許可申請書と同時に提出してください。

(4) 腐蛆病検査の受検

蜜蜂及び巣箱等を採蜜のため県外から導入する場合には、導入元の都道府県が発行した腐蛆病検査陰性を証明する書類の写しを、導入後直ちに設置場所を管轄する総合支庁家畜保健衛生課に提出してください。

また、蜜蜂及び巣箱等を採蜜のため県外に移出する場合には、飼育地を管轄する総合支庁家畜保健衛生課に検査申請書を提出し、検査の上、検査証明書の交付を受ける必要があります。

3 伝染病と衛生対策

蜜蜂は病気に対して基本的には抵抗力があり、異常のある蜂児を捨てることで群内に病気がまん延することを防いでいます。何らかの原因で蜂児と成蜂のバランスが崩れた場合に病気が発生します。

病気の発生を未然に防ぐためには、衛生的な管理を行い、強健な蜂群を維持することが重要となります。

(1) 基本的な衛生管理

- 1) 巣箱を設置する場所は、風通しのよい、できるだけ乾いた場所を選定し、あらかじめ蜜蜂に影響が少ないとされる消石灰を用いて、土壌消毒をしておきましょう。
- 2) 蜂場に入る場合は、清潔な専用の衣服に着替えを行うとともに、靴底の消毒を行うなど、外部からの病原体の持ち込みに十分注意しましょう。
- 3) 養蜂に使用する器具を媒介して、蜂群から蜂群に病気を伝染させる可能性がありますので、使用器具の消毒を行いましょ。熱湯による消毒も有効ですが、腐蛆病の病原菌は熱湯では死滅しませんので、グルタールアルデヒドやヨードホルムを成分とする消毒薬を用いて消毒しましょう。なお、これらの消毒液は蜜蜂に害がありますので、消毒後は器具を十分に水洗いしましょう。(消毒液については家畜保健衛生課にご相談ください。)
- 4) 巣箱の消毒の際に、消毒薬を使用すると、はちみつへ薬剤が移行する可能性がありますので、消毒薬の使用はできません。巣箱は水洗後、ロウなどを丁寧に取り除き、小型バーナーなどによる火炎消毒を行いましょ。
- 5) 巣板は病気の感染源となることがありますので、定期的に新しいものと交換しましょ。
- 6) 定期的に巣門(出入口)付近や内部を注意深く観察し、病気の兆候を見逃さないようにしましょ。

(2) 蜜蜂の病気


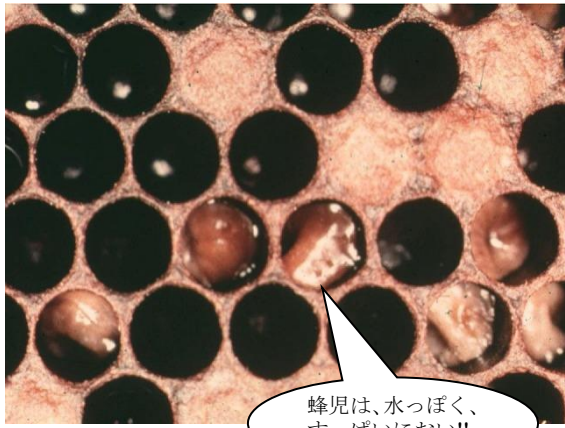
蜜蜂の病気の早期発見には、蜜蜂を注意深く観察することが重要となります。

蜜蜂の病気は人への感染の心配はありませんが、家畜伝染病予防法で届け出を行う必要がある伝染病が指定されています。これらの病気の発生が疑われる場合には、速やかに巣箱の設置場所を管轄する家畜保健衛生課に連絡してください。

家畜伝染病予防法に規定されている伝染病とその他の注意を要する病気の対応については、以下のとおりです。

1) 家畜伝染病予防法に規定されている病気

<法定伝染病>


疾病名	アメリカ腐蛆病	ヨーロッパ腐蛆病
原因	細菌 (<i>Paenibacillus larvae subsp.larvae</i>) 感染による。芽胞を形成する細菌であるため熱や乾燥、一般的な消毒薬に抵抗性がある。	細菌 (<i>Melissococcus plutonius</i>) 感染による。芽胞は形成しない。
発生要因など	感染の多くは春先にみられるが、季節に関係なく発生する。一度発生がみられると、蜂場の土壌や巣板に残存し、再発生する可能性が高まる。巣箱の中では、働き蜂を介して巣箱内全体へ拡がる。他群へは群の合同や巣板の移動、養蜂器具を介した人為的な影響や盗蜂が感染の要因となる。	
症状	<p>孵化3日以内の幼虫に感染し、幼虫や蛹の時期に死亡する。巣脾の産卵圏が不規則で有蓋房の中に無蓋房が点在し、特徴的な膠臭がする。</p> <p>無蓋房の死亡蜂児は働き蜂により巢外へ除去される。有蓋房では、巣房の蓋にくぼみや小孔がみられ、死亡蜂児は粘調性で2~3cmの糸を引き、褐色~チョコレート~黒色へ変化する。発見が遅れた場合、やがて巢内から蜂場全体、地域へと感染が広がる。</p>	<p>無蓋巣房の蜂児に死亡が多くみられ、発酵臭や酸臭がする。</p> <p>死亡した蜂児は粘調性はなく、虫体内部は水様で、透明~汚白色~灰褐色へと変化する。</p>
		
対策	<p>発病群は法律に基づき焼却処分する。</p> <p>予防対策として、動物用医薬品である抗生剤(タイロシン製剤:タイラン水溶散)の投与が有効。</p> <p>使用する場合ははちみつ等への残留を防止する。(使用方法はP8参照のこと)</p>	

<届出伝染病>

疾病名	バロア症
原因	ミツバチヘギイタダニ (<i>Varra jacobsoni</i> , <i>Varra destructor</i>) の寄生
発生要因など	群の合同や蜂群間で巣板の移動、新しい蜂の導入などにより感染する。ミツバチヘギイタダニは、通常は巣箱内で生活史を完結しているため、他の群に拡がることはないが、人為的要因や盗蜂、蜂の他群への迷い込みによりダニを伝播している可能性がある。
症状	<p>ミツバチヘギイタダニは蜂児や成虫に寄生し、体液を吸って成長する。その結果として、羽に奇形のある蜂の増加や幼虫・蛹の死亡により群が弱小化する。</p> <p>最初は体表に成ダニを付着させた働き蜂が目につくようになり、その後、羽化不全の蜂が巣板に見られるようになる。寄生が高率になると、巣門前に蛹や羽に奇形のある成蜂が捨てられるようになる。</p>  <p>巣箱底に落ちた羽化不全の成蜂とダニ</p> <p>翅が縮れた個体(左3匹、右の1匹は正常)</p>
対策	<p>動物用医薬品である殺ダニ剤(フルバリネート製剤:アピスタン、アミトラズ製剤:アピパール、チモール製剤:チモパール)を使用して、ダニの駆除を定期的に行う。薬剤を使用する場合ははちみつ等への残留を防止する。(使用方法はP8参照)</p> <div data-bbox="277 1608 475 1839">  </div> <div data-bbox="277 1845 475 2085">  </div> <div data-bbox="616 1588 1382 1765"> <p>「日農アピスタン」 問合せ先:株式会社アグリマート https://www.agrimart.co.jp/wp-content/uploads/2021/07/apisutan_c.pdf</p> </div> <div data-bbox="616 1776 1382 1917"> <p>「アピパール」 問合せ先:アリスタ ライフサイエンス株式会社 https://arystalifescience.jp/catalog/apivar.php</p> </div> <div data-bbox="616 1928 1382 2069"> <p>「チモパール」 問合せ先:アリスタ ライフサイエンス株式会社 https://arystalifescience.jp/catalog/thymovar.php</p> </div>


疾病名	チョーク病
原因	ハチノスカビ (<i>Ascospharera apis</i>)
発生要因など	風通しの悪い湿った蜂場に発生しやすく、特に春、初夏、秋に発生しやすい。蜂児を長時間 30℃以下にさらすと発症率が高まることが知られている。
症状	<p>産卵圏が不規則となり、蜂児は白色ミイラ化(チョーク状)し、経過とともに黒色となり、群が弱体化する。雄蜂児に感染が多く、感染状況は巣門周囲のミイラ化蜂児の散在状況により推定できる。</p>  <p>巣門に出されたチョーク蜂</p>
対策	<p><u>使用できる動物用医薬品はない。</u> 一般的に自然治癒するが、巣箱の底や巣板上に除去されないものが増加した場合は自然治癒が難しくなる。 内検時に巣板を長時間外に置かないことなど、巣板を冷やさないようにする。 定期的な草刈や水はけを良くするなど、良好な蜂場環境を確保することが予防上重要。</p>


疾病名	ノゼマ症
原因	ミツバチ微胞子虫 (<i>Nosema apis</i> , <i>Nosema ceranae</i>) の消化管内寄生
発生要因など	早春に発生し、特に越冬期間の長い寒冷地ほど発生が多い。成蜂のみが発症する。新しい蜂の導入が要因となる。
症状	<p>巣箱内や巣門、巣枠上部の異常蜂や飛翔力のない蜂が増加する。成虫の腸管内で微胞子虫が増殖することにより、下痢が起り、巣箱の内外が糞で過剰に汚れる。また、腹部の膨満や体表面の横縞の消失が認められる。</p>  <p>糞で汚れた巣箱</p> <p>消化管が濁って見える(上個体、下個体は正常)</p>
対策	<p><u>使用できる動物用医薬品はない。</u> 乾燥した糞は長期間、感染源となるため、病気が確認された場合は、巣箱の汚染除去又は全交換が必要となる。</p>

疾病名	アカリダニ病
原因	アカリダニ (<i>Acarapis woodi</i>) の気管内寄生
発生要因など	冬期から早春に発生し、成蜂のみが発症する。新しい女王蜂の導入や蜂の移動、分蜂が要因となる。日本では、2010年に初めて確認された。
症状	<p>巣箱内や巣門に異常蜂や飛翔力のない蜂が増加する。一般的には無症状な場合が多く、寿命の短縮がみられる。</p>  <p>成蜂の気管に寄生するアカリダニ</p>
対策	<u>使用できる動物用医薬品はない。</u>

2) その他の注意を要する病気

疾病名	サックブルード病
原因	サックブルードウイルス
発生要因など	<p>トウヨウミツバチでは主要な病気であるが、セイヨウミツバチでは重症例は知られておらず、国内でも時々発生する程度である。</p> <p>ウイルスは感染蜂児の脂肪や筋肉組織に存在する。成虫にも感染するが、発病はしないためキャリア(ウイルスの運び役)として蜂児に感染を拡げる要因となる。</p>
症状	<p>ウイルスに感染した蜂児が蛹になる前に表皮に袋(サック)状となり、頭部側に水がたまった状態になる。死亡した蜂児の古くなった死骸は乾燥ミイラ状になる。</p>  <p>写真 http://bigpapa.sakura.ne.jp/a/5.jpg より引用</p>
対策	<p><u>使用できる動物用医薬品はない。</u></p> <p>ニホンミツバチもトウヨウミツバチの亜種であるため、できるだけニホンミツバチとの接触を避けるようにする。</p>

疾病名	麻痺病
原因	麻痺病ウイルス
発生要因など	春から夏によく発生する。ミツバチヘギイタダニ(バロア病の原因)がこのウイルスの媒介をする。
症状	<p>発病すると胸部背面と腹部の体毛の脱落するため、体色が黒っぽくなり、腹部の縞模様が不鮮明になる。やがて巣門付近で正常に動けず、体や羽を痙攣するようになり、死亡する蜂が見られる。この病気は、一過性で収まることが多いが、場合によっては巣門付近に多くの死亡した蜂が見られることがある。死亡蜜蜂は黒褐色であり、他の死亡状況とはっきり区別が可能。</p> 
対策	ウイルスに効果のある薬はない。感染した個体の除去を行うとともに、ミツバチヘギイタダニ対策を確実に行う。

疾病名	スムシ(ハチノスツヅリガ)
原因	ハチノスツヅリガ(<i>Galleria mellonella</i>)の幼虫
発生要因など	蜂の数が減少した群で巣板を食害する。強群では被害はほとんどない。採蜜後の巣板や新しい巣礎枠ではあまり発生しない。夏場の高温時に被害が大きくなる。
症状	<p>巣板に絹糸と糞でトンネルをつくり、移動しながら巣板を食害する。食害がひどい場合は、蜂群は巣から逃げてしまう。保管している巣板も食害する。</p> 
対策	巣板の冷凍処理(ドライアイスで可)によるハチノスツヅリガの幼虫や卵の駆除

※以上 蜜蜂の病気の写真は、断りが無い限り 中村 純教授(玉川大学ミツバチ科学研究センター)よりご提供を受けました。

4 動物用医薬品等の適切な使用について

(1) 動物用医薬品

蜜蜂に使用できる薬剤は、腐蝕病予防のためのタイロシン製剤とミツバチヘギイタダニ駆除薬としてフルバリネート製剤、アミトラズ製剤及びチモール製剤が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)により承認されています。

これらの蜜蜂用の動物用医薬品は薬機法により使用が規制(薬機法第83条の4第1項)されており、はちみつやローヤルゼリー等の生産物への残留を防ぐために、投与中や投与後に食用生産物の採取ができないなど、使用者が遵守すべき基準(動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第2条)が定められています。使用に当たっては、使用方法、用量、使用禁止期間、使用上の注意などの使用基準をよく確認し、生産物へ残留が生じないようにする必要があります。特にタイロシン製剤については、投与終了後に十分な捨て蜜を行い、残留を防止する必要があります。また、これらの薬剤を使用した場合は帳簿を作成して記載するようにしてください。

なお、蜜蜂への使用が承認されていない医薬品(個人製造や輸入)の使用は薬機法により禁止されており、罰則規定もありますので絶対に使用しないでください。

医薬品名	薬品名	用法及び用量	使用禁止期間等
タイロシンを有効成分とする飼料添加剤	タイラン水溶散	みつばちの巣箱1箱当たりタイロシンとして200mg(力価)と粉砂糖20gを均一に混ぜ週1回、3週間巣箱の上部から散布すること。	集蜜期には使わないこと(食用に供するはちみつ及びその他の生産物を生産する28日より前に3回目の投与を行うこと)。
アミトラズを有効成分とする懸垂剤	アピバール	みつばちの巣板4枚当たり0.5g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	採蜜期間は使用禁止
フルバリネートを有効成分とする懸垂剤	日農アピスタン	みつばちの巣板4枚当たり0.9g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	食用に供するはちみつ及びその他の生産物を生産している期間
チモールを有効成分とする蒸散剤	チモバール	みつばちの巣板8~9枚当たりウエハース小板1枚を投与(3~4週間)し、これを2回繰り返すこと。	投与後21日間は、はちみつの風味に影響を与える可能性がある。ローヤルゼリー、プロポリス及び蜂体は食用に出荷できない。

【使用簿の記載項目】

- ①使用年月日 ②使用場所 ③使用した動物用医薬品の名称 ④使用対象群の数や管理番号
⑤用法・用量 ⑥食用のために出荷することができる年月日

(2) トレーサビリティ(生産歴記帳)

生産、流通の履歴を記帳し、万が一緊急事態が発生した際に、採蜜から消費者へのはちみつを提供する過程が特定できるようにしておく必要があります。

代用・代替飼料の給餌、群の移動、動物用医薬品の投与、掃除採蜜の実施状況等の記録、蜂場ごとの採蜜などの作業や採蜜量等について記録しておきましょう。

なお、採蜜・衛生管理台帳については、一般社団法人日本養蜂協会が作成した様式がホームページに載っていますので参考にしてください。

(3) ポジティブリスト制度(残留農薬等の基準)

食品衛生法の改正に基づき平成18年に導入された制度で、これまで残留基準が設定されていない農薬、動物用医薬品、飼料添加物等についても残留基準値を設定し、基準値を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等を禁止することとしたものです。

残留が確認された場合は、食品衛生法に基づき回収・廃棄の対象となり、人に健康被害が発生した場合も含めて、使用者の責任となります。

5 飼育上の注意について

飼育者は、蜜蜂の衛生管理や周辺住民への迷惑、危害防止を図ることとし、特に以下の点に注意してください。

- 巣箱の設置場所については、直接的に近隣住民等への危害とならないか、スズメバチや熊などを呼び込む誘因となり、間接的な危害の原因とならないかを十分に考慮してください。
- 巣内の点検を定期的に行い、ウイルスや、寄生虫（ダニ）、蜜蜂が罹患する様々な病気の予防に努めるとともに、予期せぬ分蜂を防止し、適正な蜂群の管理を行ってください。
- 蜜蜂への農薬散布による被害を防止する目的で、県では防除協会から事前に散布計画を入手し、飼育者へ情報提供しています。農薬の散布日時をご確認の上、被害が直接及ぶことのないよう注意してください。



糞害



スズメバチ

※ 以上2枚中村 純教授(玉川大学ミツバチ科学研究センター)提供



人家近くに現れたクマ



航空防除

6 ポリネーション(花粉交配)蜂の取扱い

(1) 効率的な花粉交配を行うために

花粉交配を行う作物の種類や面積に見合った規模の巣箱を設置することが重要となります。巣箱の設置にあたっては、直射日光の当たらない場所や、湿気のない場所、農作業の支障とならない場所で、巣門（出入口）を太陽の方向（南か東）に向けて設置します。

リース蜜蜂の管理については、養蜂業者の指示に従ってください。また、買取の場合は、給餌が必要な場合がありますので、購入先の業者の指示に従ってください。

1) ハウスで利用する場合は

① ハウス規模に見合った適正な蜜蜂の数を確保しましょう。

一般的な目安として、10アール当たり1群(6,000~8,000匹)とされています。ハウス内の花の数に対し多すぎると、餌不足により蜜蜂が減少し受粉率が高まらないことがあります。

② 巣箱の設置場所に注意しましょう。

南北向きのハウスでは北側、東西向きのハウスでは西側で巣門（出入口）を太陽の方向に向けて（南北向ハウスは南、東西向きハウスは東）設置します。農作業の支障となる場所、温度差が大きいところや湿度の高いところは避け、設置後は巣箱の移動を行わないようにします。

また、巣箱の高さは、台座を設け、花と同じ高さか、少し高い位置となるようにし、ハウス内で巣箱の位置が蜜蜂に分かるような目印（青や黄色の看板が有効）を天井に吊るすなどの工夫も必要です。巣箱を別のハウスで利用する場合は、巣門をできるだけ前に設置した時と同じ方角になるように設置します。

③ ハウスの管理も重要です。

蜜蜂は紫外線により場所等を認識していますので、紫外線カットフィルムの使用によりうまく飛べなくなります。また、ハウス内の内張りカーテンの外側に入り込んだ蜂が巣に戻れない場合がありますので、蜜蜂が入り込みやすい場所を作らないようにします。

巣箱内の温度は常に一定の温度（中心部で約34℃）になるよう、働き蜂により調節されています。寒暖の差が大きくなると、巣内の温度調節のため働き蜂はより多くのエネルギーを必要とします。ハウス内の適切な換気に努めるとともに、巣箱に直射日光が当たる場合は、日よけなどをして、巣箱内の温度が上がり過ぎないように工夫が必要です。

(2) 農薬の使用について

蜜蜂に対する毒性が低い農薬でも、長期的にみると蜜蜂に対する影響があることも考えられます。原則として開花期間中は殺虫剤等の使用は控えましょう。やむを得ず農薬を使用しなければならない場合は以下に留意しましょう。

1) 蜜蜂に影響の少ない農薬を選択すること。

2) 蜜蜂に影響の少ない時間帯（日没後）を選び、巣箱に直接薬液が付着しないようにすること。

3) ハウスでは、マルチやシート上に農薬が溜まるようなくぼみを作らないように管理すること。

4) ハウス内での散布時は使用農薬の蜜蜂に対する安全日数を確認し、必ず散布前日の日没後に巣箱をハウス外に出すとともに、安全日数の経過後に再び元の場所に戻すこと。

(3) 利用後の管理について

- 1) リース蜜蜂については、養蜂業者に連絡し引き取ってもらいます。
- 2) 買い取り巣箱については、利用後、放置したままにしておく、蜜蜂は花を求めて飛び回り、特に露地で利用している場合、巣を放棄する場合があります。このことは、利用期間中の不適切な管理などにより、腐蛆（ふそ）病等の伝染病に罹っていた場合、蜜蜂を介して、近隣に病気をまん延させることになりかねません。このような伝染病の感染源となることを防ぐため、使い終わったら必ず焼却するなど適切な処分を行いましょう。

〔ハウス農家用〕

みつばちを利用される園芸農家の皆様へ
(みつばちの適切な管理と働きやすい環境作りをお願いします。)

1. 管理する際に気をつけてほしいこと。

- ①新鮮な水を給水してください。
- ②給餌(代用花粉)してください。
- ③巣箱はむやみに動かさないでください。
- ④塩分も補給してください。

2. 働きやすい環境作りをお願いします。

- ①みつばちが活動しやすい「温度」と「湿度」にしてください。
(活動適温: 20~25℃、湿度: 75%以下)
- ②ハウスの天井を閉めてください。
・ハウスの外にみつばちが好む花があると作物へ訪花しなくなります。
・外気温が低かったり、入り口が分からなくなって戻ってこれなくなります。
- ③みつばちを訪花させる時は、紫外線カットフィルムの設置は控えましょう。
・みつばちは、紫外線を活用して蜜や花粉を採取します。

使い捨てにしないでね。

そうだよ。水と餌だけじゃ頑張れないんだ。

みつばちも塩分が必要なんだね。

ふむふむ

〔露地農家用〕

みつばちを利用される園芸農家の皆様へ
(みつばちの適切な管理と働きやすい環境作りをお願いします。)

1. 管理する際に気をつけてほしいこと。

- ①新鮮な水を給水してください。
- ②給餌(代用花粉)してください。
- ③巣箱はむやみに動かさないでください。
- ④塩分も補給してください。

2. 働きやすい環境作りをお願いします。

- ①外敵対策をしっかりしましょう。
・カエル等の外敵については、コンテナの上に巣箱を置く等してみつばちが食べられないようにしましょう。
・スズメバチに全滅させられないよう、スズメバチ対策をしましょう。
(みつばちの巣箱の出入り口調整等)
- ②外が寒いときは保温してあげましょう。

使い捨てにしないでね。

そうだよ。水と餌だけじゃ頑張れないんだ。

みつばちも塩分が必要なんだね。

ふむふむ

3. 薬剤の使用について

①農業等の薬剤を使用される時は、巣箱をハウスの外に出しましょう。
外が寒いときは保温してあげましょう。

②農業等の薬剤を使用した後は、ハウス内の換気を充分に行い、数日間はハウス内にみつばちを入れないようにしましょう。
(巣葉が残るハウス内では、みつばちは不快な場所と学習し、巣箱から出にくくなります。)

私達は、薬剤が苦手なのよ。

私達の疾病は、この他にもあるよ。

**【ワンポイント】
家畜法定伝染病について**

「家畜伝染病予防法」で定められている病気で、以下の病気が発生した際はお近くの家畜保健衛生所まで報告する必要があります。

(法定伝染病)
・腐蛆病(ふそびょう)
(届出伝染病)
・チョーク病
・パロア病
・ノゼマ病
・アカリングニ症

④. みつばちの主な病気

①腐蛆病(ふそびょう、法定伝染病)
細菌性の伝染病です。病原菌がみつばちの口から入って蜂児の体内で繁殖し、腐っていく疾病です。

②チョーク病(届出伝染病)
ハチノスカビが原因で感染する疾病です。飼育環境が悪化した場合に発生しやすいです。

③パロア病(届出伝染病)
ミツバチヘギイタダニ寄生による吸血を原因とするみつばちの寄生虫病の総称です。幼虫の発育障害などを引き起こします。

みつばちの飼育届けについては、お住まいの家畜保健衛生所に相談してみてください。

交配用みつばちを飼育するのに届出義務はないけど、届けておくと腐蛆病の検査に来てもらえるよ。

お問い合わせ先

東北農政局 生産経営流通部 園芸特産課 畜産課

住 所: 仙台市青葉区本町3丁目3番地1
T E L: 022-263-1111(代)

※ (一社) 日本養蜂協会のホームページにマニュアルが掲載されていますので参考にしてください。


<https://www.beekeeping.or.jp/council/manuals>

7 はちみつの販売等について

はちみつは、明確な表示と適切な取扱いが求められます。販売する場合は保健所へ届け出るとともに、下記の法律等に沿った対応をお願いします。

- 「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」（昭和 37 年法律第 134 号）
- 「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」（上記法第 31 条第 1 項の規定に基づく）
- 「食品衛生法」（昭和 22 年法律第 233 号）
※平成 30 年 6 月の改正により、はちみつの瓶詰め等の製造販売を行う者は、保健所への届出及びHACCPに沿った衛生管理を行うことが必要になりました。
- 「はちみつの瓶詰め等の製造におけるHACCP導入の手引書」（厚生労働省HP）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000613999.pdf>
- 「日本農林規格等に関する法律（JAS 法）」（昭和 25 年法律第 175 号）
- 「養蜂振興法」（昭和 30 年法律第 180 号）※P26 参考資料参照
- 直売所のための食品表示ハンドブック（山形県、山形市；2023年 4 月版）
https://www.pref.yamagata.jp/020071/kurashi/shoku_anzen/hyouji/syokuhinhyoujihandbook201512.html

直売所のための
食品表示
ハンドブック
＜2023年4月版＞



山形県・山形市

【はちみつ】


名 称	はちみつ
原材料名	はちみつ（国産）
内 容 量	200g
賞味期限	令和△年△月△日
保存方法	直射日光・高温多湿の場所を避けて常温で保存してください。
製 造 者	□□ □□ 山形県〇〇市△△町1-1

1歳未満の乳児には与えないください。
○公正競争規約にも取り決めがあるため注意が必要です。

「国産」と表示する場合は、原料蜜のすべてが国内で採蜜されたものであること。

はちみつは計量法の特定商品のため重量を表示。

乳児ボツリノス症予防のための注意を表示



はちみつの販売に関する規制等は、多岐にわたり複雑な場合が多いので、自分で調べるより、お気軽に専門家（総合支庁生活衛生課等）にご相談ください。

村山総合支庁生活衛生課	023-627-1185
最上総合支庁生活衛生課	0233-29-1261
置賜総合支庁生活衛生課	0238-22-3740
庄内総合支庁生活衛生課	0235-66-4934
山形県食品安全衛生課	023-630-2677
山形市保健所生活衛生課	023-616-7280



様 式

蜜 蜂 飼 育 届

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住 所
 電話番号
 氏 名 （氏名を自著する場合は、押印を省略できる）

印

下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。

記

1 令和 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数

2 令和 年蜜蜂飼育計画 【申請者における年間の最大蜂群数： 群】

飼育場所	土地 権利	最大蜂群数	飼育計画	目的	備考
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- (1) 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- (2) 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- (3) 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

計画数が多く収まらない場合は、上記2の内容を【別紙】に整理し提出することも可。

【別紙】

令和 年蜜蜂飼育計画 【申請者における年間の最大蜂群数: 群】

飼育場所	土地 権利	最大蜂群数	飼育計画	目的	備考
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
	自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		

蜜 蜂 飼 育 届

令和 年 月 日

（毎年1月31日までに住所地を管轄する総合支庁農業振興課に提出する。）

山形県知事 殿

住 所 （郵便番号も記載）

電話番号 （固定・携帯電話の両方が望ましい）

氏 名 （氏名を自著する場合は、押印を省略できる）

（飼育管理者が申請者と異なる場合は、飼育管理者の住所・氏名を申請者の下部に記入）

下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。

記

1 令和 年 1 月 1 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数
飼育場所毎に、字・番地まで記載	箱数を記載

2 令和 年蜜蜂飼育計画 【申請者における年間の最大蜂群数： 群】

飼育場所すべてを合わせて年間を通した
申請者の最大蜂群数を記入

飼育場所	土地 権利	最大 蜂群数	飼育計画	目的	備考
飼育場所毎に 字・番地（必要に応じ 緯度及び経度）まで 記載	・自己所有地は 「自己」に○ ・借地は 「借地」に○	・群の増減を見積もり、 最大群を見越した箱数 を記載 ・そのうち、日本 蜜蜂の群数を下部に 記載	1月1日から12月31日 までの期間で、 移動計画期間毎に 記入	採蜜・花粉授精・趣味、 その他（具体的）を 記入	飼育場所が新規の場合 には、「新規」と記入

3 ～略～

- ◆ 地権者から得た土地使用の承諾書（自己所有地除く）、及び新たに蜂群を配置する場合には配置場所を記載した地図を添付すること。
- ◆ 計画数が多く収まらない場合は、上記2の内容を【別紙】に整理し提出することも可。

蜂 場 土 地 使 用 承 諾 書

令和 年 月 日

(蜜蜂飼育者)

殿

(土地所有者)

住 所

電話番号

氏 名 (氏名を自署する場合は、押印を省略できる)

印

山形県知事より飼育計画・転飼計画が受理された場合には、下記のとおり私所有の土地を貸与することに同意します。

記

1 蜂場貸与計画

貸与予定の蜂場所在地（字、番地）	最大計画蜂群数	転飼期間	主な蜜源
		月 日 から 月 日 まで	
		月 日 から 月 日 まで	
		月 日 から 月 日 まで	

2 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- (1) 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- (2) 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- (3) 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

計画数が多く収まらない場合は、上記1の内容を【別紙】に整理し提出することも可。

蜂 場 土 地 使 用 承 諾 書

令和 年 月 日

（蜜蜂飼育者）

殿

（土地所有者）

住 所

電話番号

氏 名 （氏名を自署する場合は、押印を省略できる）

印

山形県知事より飼育計画・転飼計画が受理された場合には、下記のとおり私所有の土地を貸与することに同意します。

記

1 蜂場貸与計画

貸与予定の蜂場所在地（字、番地）	最大計画蜂群数	転飼期間	主な蜜源
字、番地まで記入する		月 日 から 月 日 まで	主な蜜源植物 の名前を記入 する
		月 日 から 月 日 まで	
		月 日 から 月 日 まで	

最大計画蜂群数及び転飼期間に記載する内容は飼育届、転飼許可申請書の内容と合わせる。

2 ～略～

備考

計画数が多く収まらない場合は、上記1の内容を【別紙】に整理し提出することも可。

蜜 蜂 飼 育 変 更 届

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住 所

電話番号

氏 名

（氏名を自署する場合は、押印を省略できる）

印

下記のとおり蜜蜂飼育変更届を提出します。

記

1 令和 年蜜蜂飼育計画の変更【申請者における年間の最大蜂群数： 群】

変更内容	飼育場所	土地 権利	最大蜂群数	飼育計画	目的	備考
追加 ・ 期間及び 群数の変更 ・ 中止		自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
追加 ・ 期間及び 群数の変更 ・ 中止		自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
追加 ・ 期間及び 群数の変更 ・ 中止		自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		

2 変更の理由

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- (1) 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- (2) 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- (3) 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

計画数が多く収まらない場合は、上記1の内容を【別紙】に整理し提出することも可。

【別紙】

令和 年蜜蜂飼育計画の変更 【申請者における年間の最大蜂群数: 群】

変更内容	飼育場所	土地 権利	最大蜂群数	飼育計画	目的	備考
追加 ・ 期間及び 群数の変更 ・ 中止		自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
追加 ・ 期間及び 群数の変更 ・ 中止		自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
追加 ・ 期間及び 群数の変更 ・ 中止		自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
追加 ・ 期間及び 群数の変更 ・ 中止		自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
追加 ・ 期間及び 群数の変更 ・ 中止		自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
追加 ・ 期間及び 群数の変更 ・ 中止		自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
追加 ・ 期間及び 群数の変更 ・ 中止		自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		

記 載 方 法

蜜 蜂 飼 育 変 更 届

令和 年 月 日

（住所地为管轄する総合支庁農業振興課に提出する。）

山形県知事 殿

住 所 （郵便番号も記載）
 電話番号 （固定・携帯電話の両方が望ましい）
 氏 名 （氏名を自著する場合は、押印を省略できる）
 （飼育管理者が申請者と異なる場合は、飼育管理者の住所・氏名を申請者の下部に記入）

下記のとおり蜜蜂飼育変更届を提出します。

記

1 令和 年蜜蜂飼育計画の変更 【申請者における年間の最大蜂群数：_____群】
 飼育場所すべてを合わせて年間を通した申請者の変更後の最大蜂群数を記入

変更内容	飼育場所	土地権利	最大蜂群数	飼育計画	目的	備考
<p>・飼育場所の追加「追加」に○</p> <p>・同じ飼育場所での飼育期間・最大蜂群数の変更「期間及び群数の変更」に○</p> <p>・飼育場所での飼育中止「中止」に○</p>	<p>飼育場所毎に、字・番地まで記載</p>	<p>・自己所有地は「自己」に○</p> <p>・借地は「借地」に○</p>	<p>・群の増減を見積もり、最大群を見越した箱数を記載</p> <p>・そのうち、日本蜜蜂の群数を下部に記載</p>	<p>1月1日から12月31日までの期間で、移動計画期間毎に記入</p>	<p>採蜜・花粉授精・趣味、その他(具体的)を記入</p>	<p>飼育場所が新規の場合には、「新規」と記載</p>

2 変更の理由

変更することとした項目(飼育場所、蜂群数、飼育計画、目的など)及びその具体的な理由を記述すること。

3 ～略～

- ◆ 地権者から得た土地使用の承諾書(自己所有地除く)、及び新たに蜂群を配置する場合には配置場所を記載した地図を添付すること。
- ◆ 計画数が多く収まらない場合は、上記1の内容を【別紙】に整理し提出することも可。

転飼許可申請書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住 所
電話番号
氏 名 （氏名を自署する場合は、押印を省略できる）

印

下記のとおり転飼したいので許可願いたく申請します。

記

1 令和 年蜜蜂転飼計画

転入 転出	転飼前 飼育場所	転飼後 飼育場所	土地 権利	最大計画 蜂群数	転飼期間	備考
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	

2 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- (1) 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- (2) 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- (3) 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- (1) 山形県内での転飼計画は様式第1号「蜜蜂飼育届」と重複するので省略可。
- (2) 計画数が多く収まらない場合は、上記1の内容を【別紙】に整理し提出することも可。

【別紙】

令和 年蜜蜂転飼計画

転入 転出	転飼前 飼育場所	転飼後 飼育場所	土地 権利	最大計画 蜂群数	転飼期間	備考
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	
転入 ・ 転出			自己 ・ 借地	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで	

転 飼 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

(1月31日までに農林水産部畜産振興課に提出する。)

山形県知事 殿

住 所 (郵便番号も記載する)
 電話番号 (固定・携帯電話の両方が望ましい)
 氏 名 (氏名を自著する場合は、押印を省略できる)

(飼育管理者が申請者と異なる場合は、飼育管理者の住所・氏名を申請者の下部に記入)

下記のとおり転飼したいので許可願いたく申請します。

記

1 令和 年蜜蜂転飼計画

転入 転出	転飼前 飼育場所	転飼後 飼育場所	土地 権利	最大計画 蜂群数	転飼期間	備考
・山形県外から 山形県内に 転飼する場合 「転入」に○ ・山形県内から 山形県外に 転飼する場合 「転出」に○	・「転入」の場合 山形県外の飼育 場所を記載 ・「転出」の場合 山形県内の飼育 場所を記載 字、番地まで記入	・「転入」の場合 山形県内の飼育 場所を記載 ・「転出」の場合 山形県外の飼育 場所を記載 字、番地まで記入	・自己所有 地は 「自己」に○ ・借地は 「借地」に○	・群の増減を 見積もり、 最大群を見 越した箱数 を記載 ・そのうち、 日本蜜蜂の 群数を下部 に記載	1月1日から 12月31日ま での期間で 移動計画期 間毎に記入	新たな場 所への配 置の場合 は「新規」 と記載

2 ～略～

- ◆ 地権者から得た土地使用の承諾書(自己所有地及び県外飼育場所を除く)、及び新たに蜂群を配置する場合には配置場所を記載した地図を添付すること。
- ◆ 計画数が多く収まらない場合は、上記1の内容を【別紙】に整理し提出することも可。

※ 山形県内での転飼計画は様式第1号「蜜蜂飼育届」と重複するので省略可。

參 考 資 料

養蜂振興法

(目的)

第一条 この法律は、養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、蜜蜂の群(以下「蜂群」という。)の配置を適正にする等の措置を講じて、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物の増産を図り、あわせて農産物等の花粉受精の効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「転飼」とは、蜂蜜若しくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育することをいう。

(蜜蜂の飼育の届出)

第三条 蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者(以下「養蜂業者」という。)以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 蜂群数

三 飼育の場所及びその期間

四 その他農林水産省令で定める事項

2 前項ただし書の農林水産省令は、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 第一項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、農林水産省の定めるところにより、その旨を同項の都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出を受けた場合において、当該届出の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがあるときは、農林水産省令の定めるところにより、当該届出の内容を当該地の都道府県の知事に通知しなければならない。

(転飼養蜂の規制)

第四条 養蜂業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合は、この限りではない。

2 前項の許可には、転飼の場所、蜂群数その他の事項について条件を付することができる。

(蜜蜂の適切な管理)

第五条 蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。

2 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(蜜源植物の保護増殖)

第六条 蜜源植物を植栽、除去又は伐採しようとする者は、その目的に反しない限りにおいて、蜜源植物の増大を旨としてこれを行わなければならない。

2 国及び地方公共団体は、蜜源植物の病虫害の防除及び蜜源植物の増殖に係る活動への支援その他の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずるものとする。

(表示)

第七条 蜂蜜を精製(脱色、脱臭、濃縮又は添加物の添加をいう。以下同じ。)して販売することを業とする者は、蜂蜜を販売するときは、農林水産省令の定めるところにより、その容器に添加物の有無及び添加物を添加したときはその種類及び割合を表示しなければならない。

2 蜂蜜の販売を業とする者は、容器に前項の規定による表示のある蜂蜜でなければこれを販売してはならない。

(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等)

第八条 都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県は、前項の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、養蜂業者、養蜂業者が組織する団体その他の関係者に対し、蜜蜂の飼育の状況並びに蜜蜂の譲渡及び貸出しの状況の把握に関し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(報告及び立入検査)

第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(農林水産大臣の報告聴取及び勧告)

第十条 農林水産大臣は、養蜂の振興のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し蜜源の状況、蜂群数その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。

- 2 農林水産大臣は、蜂群配置の適正を期するため必要があると認めるときは、転飼養蜂の規制に関し、都道府県知事に勧告をすることができる。

(助成)

第十一条 政府は、養蜂業者に対し、予算の範囲内において、養蜂業の振興のため必要な補助金を交付することができる。

(罰則)

第十二条 第四条第一項又は第七条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四条 第三条第一項又は第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

以下、省略

山形県蜜蜂転飼調整方針

第1 目的

養蜂振興法（以下「法」という。）第8条に基づき、山形県内の蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ確かな実施を図ることを目的とする。

第2 基本方針

山形県内のみつ源の状況、入地の時期及び蜂群数等について、総合的に判断し、法の趣旨に則り、可能な限り多くの蜂群が配置できるように調整する。

第3 調整の範囲

調整が必要な蜂群とは、以下のとおりとする。

- ① 届出者が前年度に届出を実施していない場所における配置蜂群。（新規場所）
ただし、天災等不測の事由により、通常配置箇所が利用不可能となった場合、それを考慮する。
- ② 既存配置場所における前年度からの原則10群以上の増群。（増群）
- ③ その他蜂群所有者より照会のあった個別の事案。

第4 配置の承諾

前項①及び②の対象蜂群の所有者は、配置予定場所を中心として、半径2km以内に既に配置を予定している蜂群の所有者（既配置蜂群所有者）全員の承諾を得るものとする。

第5 県外転飼者の取り扱い

県外から移入し、県内で転飼を行う県外転飼者にあつては、畜産振興課において、その計画の可否を判断することとし、畜産振興課において、対象となる周辺既配置蜂群所有者の承諾を得ることとする。

第6 要調整案件の調整方法

蜂群間が2km以内に配置予定の第3及び第4に掲げる蜂群所有者間の調整は、原則的に当該者の話し合いの上で行うものとするが、場合により総合支庁農業振興課（以下「農業振興課」という。）において既配置蜂群所有者の意向を確認し、その経過を記録する。なお、調整に際しては、必要に応じ当事者間で配置を了承する旨の書面を作成し、所管する農業振興課において保管するものとする。

調整がつかなかった場合は、下記の順に優先し、畜産振興課が判断する。

但し、畜産振興課による総合的な判断で、当事者全ての配置了承（条件付了承を含む）及び配置変更指示を行う場合がある。

- ① 場所の変更がない場合にあつては、これを優先する。（実績の優先）
- ② 新規場所にあつては、地元所有者を優先する。（地域養蜂振興）

なお、畜産振興課が総合的に判断した結果については、当該者はそれに従うものとする。

第7 調整に係る意見聴取

第5及び第6の総合的判断について、畜産振興課は有識者を含む関係者の意見を聞くことができる。

第8 調整結果の送付

配置調整済みとなった届出については、県から蜜蜂飼育計画確認書を蜂群所有者あてに送付する。

なお、蜂群所有者は蜜蜂飼育計画確認書に基づき飼育を行い、飼育計画の変更を希望する場合は原則1か月前までに所管する農業振興課に相談し、必要に応じて蜂群配置の調整を行った上で飼育変更届を提出する。

附則

本方針に基づき、平成26年次申請・届出蜂群から調整を図る。

附則

この方針の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この方針の改正は、令和5年6月5日から施行し、令和6年次申請・届出蜂群から調整を図る。

蜜蜂転飼調整会議設置要領

(目的)

第1 この会議は、山形県内における、養蜂振興法(昭和30年8月27日法律第180号)第2条に規定される転飼の計画について、山形県が別に定める蜜蜂転飼調整方針に基づき協議・検討することを目的とする。

(参集範囲)

第2 この会議は、山形県農林水産部畜産振興課長(以下「課長」という。)が参集する別表に掲げる機関・団体をもって開催する。
2 第1項の規定のほか、必要に応じて課長が参集できるものとする。

(協議事項)

第3 この会議は、次の事項について協議するものとする。
(1) 県内の蜜蜂転飼に関する事
(2) その他必要な事項

(会議の開催)

第4 この会議は、年1回の開催とし、その他必要に応じて課長が召集する。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、この会議において協議等必要な事項は、課長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年2月24日から施行する。

附則

この要領の改正は、平成26年4月1日から施行する。

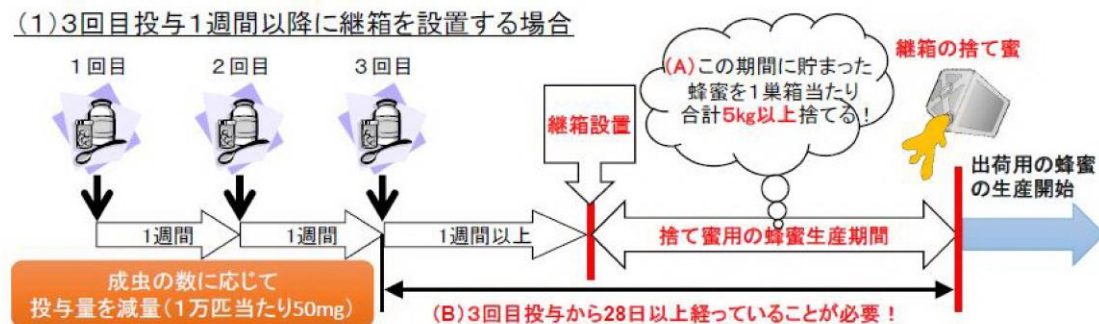
<別表>

構成機関・団体	摘要
山形県養蜂協会	有識者
県内各森林管理署	関係機関
農林水産部林業振興課	関係機関
各総合支庁農業振興課	関係機関
各総合支庁家畜保健衛生課	関係機関
農林水産部畜産振興課	事務局

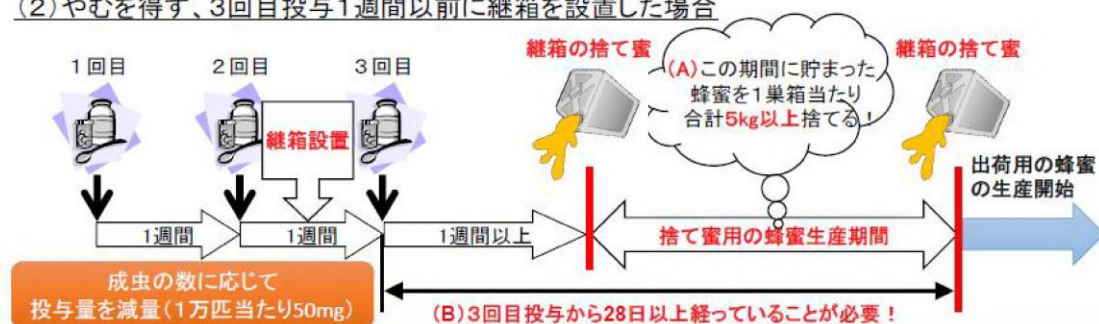
(参考)

タイラン水溶散の使用方法

(1) 3回目投与1週間以降に継箱を設置する場合



(2) やむを得ず、3回目投与1週間以前に継箱を設置した場合



どちらの場合も(A)及び(B)の条件を満たして生産された蜂蜜に限り、出荷が可能となります。

[タイラン水溶散の使用に当たっての留意事項]

1. タイラン水溶散(以下「本剤」という。)の用法・用量を守って使用すること。
2. 本剤は、成虫として概ね4万匹飼養規模の蜂群にタイロシンとして200mg(力価)を週1回、3週間投与すること。なお、投与時の成虫の数が少ない場合には、成虫の数に比例させて投与量を調整(例:成虫として1万匹飼養規模の場合には1回当たり50mg(力価)、5千匹飼養規模の場合には1回当たり25mg(力価))し、週1回、3週間投与すること。
3. 3回目投与1週間後以降に継箱を必ず設置すること。その際、育児箱に本剤(粉糖)が残っている場合には、へら等で取り除いた上で実施すること。
4. 育児箱内の巣板は継箱内に移動しないこと。
5. 継箱内の蜂蜜にもタイロシンが含まれるため、3回目投与から28日間以上経過し、かつ、継箱に蜂蜜が1箱当たり5kg以上貯まった時点で、継箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等を取り除くこと。また、その蜂蜜、ローヤルゼリー等は食用に供する目的で出荷しないこと。
6. 本剤の投与期間中又は3回目投与1週間後までは採蜜用の継箱を設置しないこと。やむを得ず3回目投与1週間を待たずに継箱を設置した場合には、3回目投与1週間後以降に継箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等を取り除いた上で、改めて5の作業を実施すること。
7. 本剤を投与した育児箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等には、タイロシンが残留しているため、食用に供する目的で出荷しないこと。

